

事務所だより 8月号

西田成希税理士事務所

〒659-0053
芦屋市松浜町 6-14-2
Tel : 090-7490-7396
Fax : 0797-78-6488



立秋の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

身の危険を感じる猛烈な暑さですが、いかがお過ごしでしょうか。外に出ると熱の塊に囲まれるようです。昨年からは、日傘を差して外出しています。日陰を連れて歩くので少しはマシですが、それでも汗だくになって、へばりますね(>_<)。

家にいるとさらに身体が弱るかと思ひ、この暑さの中、久しぶりにテニスの練習に行きました。行ってビックリ「事件発生」です。「飲み物を買えません」という連絡が来ていたので、何かあったとは思いましたが、まさかの自動販売機強盗です。警察の現場検証によるとお金の入っているところだけを狙って壊しているのがプロの仕業だそうです。コーラの担当者は「自分の担当エリアで年に2から3件くらいある」と言っていたそうです。こんなことが起こるんですね。テレビで見ることにはあっても、間近でこんな被害を見ることがないので信じられません。獲られたお金は13,000円。なぜ分かるかという、今は自動販売機にお金が入っているかITを使って管理しているそうです。13,000円、10件同じことをして13万円。果たして割に合うのでしょうか。景気が悪くなると泥棒が増えると言いますが…(^_^;)。



ここは防犯カメラがないので、たぶん犯人は捕まらないでしょう。

では、事務所だより8月号をお送りします。防犯も熱中症もお気を付けてください。

7月22日に芦屋サマーカーニバルで花火が上がりました。家のベランダから見るのでラッキーです(蚊と闘いながらですが(^_^:))。新型コロナの影響で一昨年までは実施されていませんでしたが、昨年から復活です。昨年よりたくさん打ち上がったように思います。マスクの人も減ってきました。コロナ前が戻ってきています。



※ B4サイズの用紙をたくさんもらいました。しばらくこの大きさでお付き合いください。

☆ お知らせ (2023年8月の税務)

期 限	項 目
8月10日	▶ 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
8月31日	▶ 6月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	▶ 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 12月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	▶ 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	▶ 個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告
	▶ 個人事業税の納付(第1期分)(8月中において都道府県の条例で定める日)
	▶ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)(8月中において市町村の条例で定める日)

☆ インボイス制度：適格請求書発行事業者の登録後の注意点

インボイス制度において、適格請求書発行事業者の登録を受けた後においても、注意が必要です。まず、適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、登録の効力が失われぬ限り、消費税の申告が必要です。また、公表事項に変更が生じた場合や、登録を失効させるような場合には、一定の手続きが必要とな

ります。

例えば、氏名又は名称や法人の本店又は主たる事務所の所在地に変更があった場合は、適格請求書発行事業者登録簿の記載事項変更届出書を、適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書に記載した公表事項に変更があった場合は、適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書を、それぞれ提出する必要があります。

さらに、登録の取消しを求める場合は、適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書を、事業を廃止した場合は、事業廃止届出書を、法人が合併により消滅した場合は、合併による法人の消滅届出書を、個人事業者が死亡した場合は、適格請求書発行事業者の死亡届出書を、それぞれ提出する必要があります。

登録の取消しを求める場合と個人事業者が死亡した場合は、2023年10月1日以降に提出することができます。

なお、適格請求書発行事業者は、納税地を所轄する税務署長に「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」（以下：登録取消届出書）を提出することで、原則として、登録取消届出書を提出した日の属する翌課税期間の初日に、適格請求書発行事業者の登録の効力が失われます。

ただし、登録取消届出書を提出した日の属する課税期間の末日から起算して30日前の日から、その課税期間の末日までの間に提出した場合には注意が必要です。

と言うのも、その提出があった日の属する課税期間の翌々課税期間の初日に登録の効力が失われますので、例えば、適格請求書発行事業者である3月決算法人が2025年3月15日に登録取消届出書を提出した場合（届出書を、その提出のあった日の属する課税期間の末日から起算して30日前の日から、その課税期間の末日までの間に提出した場合）、適格請求書発行事業者の登録の効力が失われるのは、2026年ではなく2027年3月期の初日となりますので、あわせてご注意ください。

インボイス（適格請求書）自体の保存についても注意が必要です。

インボイス発行事業者が交付したインボイスの写し又は提供したインボイスに係る電磁的記録については、交付した日又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存する必要があります。これは適格簡易請求書、適格返還請求書、修正した適格請求書についても同様となりますので、ご注意ください。

上記の交付したインボイスの写しとは、交付した書類そのものを複写したものに限らず、そのインボイスの記載事項が確認できる程度の記載がされているものもこれに含まれます。

交付したインボイスの写しの電磁的記録による保存については、国税に関する法律の規定により保存が義務付けられている書類で、自己が一貫して電子計算機を使用して作成したものについては、電子帳簿保存法に基づき、インボイスに係る電磁的記録による保存をもって書類の保存に代えることができるかとされております。

なお、作成したデータの保存にあたっては、下記の一定要件を満たす必要があります。

- ① 電磁的記録の保存等に併せて、システム関係書類等（システム概要書、操作説明書等）の備付けを行う
- ② 電磁的記録の保存等をする場所に、その電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、その電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できるようにしておく
- ③ 国税に関する法律の規定によるインボイスに係る電磁的記録の提示若しくは提出の要求に応じることができるようにしておくこと又はインボイスに係る電磁的記録について、取引年月日、その他の日付を検索条件として設定できることや、日付に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができることの要件を満たす検索機能を確保しておくこと。

適格請求書発行事業者の登録をすると、気を付けないといけないことがたくさんあります。10月1日は、あっという間にやってきます。準備ができているかどうか、チェックをお願いします。

☆ オンラインカジノの税務申告

大阪府・大阪市が提出した統合型リゾート（IR）の整備計画を国土交通省が先ごろ認定しました。コロナ禍で長くストップしていた国内カジノ計画が再始動しようとしています。

IR構想は、いわば特区を利用して“バクチ”を合法化するものですが、賭博は本来「賭博及び富くじに関する罪」として刑法185条などで禁じられています。賭けの対象は金銭のみならず、物品でも同法が適用され、常習者は3年以下の懲役、バクチ場の開帳者は3年以上5年以下の懲役と重い罰が適用されます。ただし国が運営する競馬や競輪、宝くじ、お年玉付き郵便はがきなどは競馬法などを根拠に例外となります。またパチンコ（パチスロ）は、建前上は金銭のやり取りがなく「特殊景品」を提供していることから、違法性は問われずに“黙認”されているのが現状です。

さて、最近インターネットを通じて行うオンラインカジノの利用者も増えています。これは上記賭博罪を見る限り違法となります。海外に実店舗のある場合はもちろん、バーチャル空間でのギャンブルも日本国内にあるパソコンで行っていれば違法。

そして、違法であっても儲けが出れば税務申告は必要となります。競馬やパチンコで大勝しても現金のやり取りであるので記録に残ることはありませんが、オンラインカジノはインターネット経由が前提であるため勝てば必ず足が付きま。インターネット口座での大きな金額のやり取りには税務署が常に目を光らせていると考えていいでしょう。無申告から犯罪の足がつく可能性も否定できません。ちなみにカジノで設けた所得は一時所得として課税されます。